

令和2年第6回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月12日（火） 午前10時

2 開催場所 五所川原市役所3階議会委員会室

3 出席委員 18名

会 長 20番 斎藤 靖裕

会長職務代理者 19番 長尾 信彦

委 員

1番 平山 洋志

2番 阿部 喜代志

3番 櫻井 良一

4番 川浪 輝雄

5番 相馬 孝雄

6番 柳原 真

7番 白戸 裕丈

8番 小野 列子

9番 土岐 敏教

10番 中川 満善

11番 小山内 清人

12番 森 義博

13番 佐野 一

15番 和島 勇人

16番 岩谷 博

18番 徳田 長弘

4 欠席委員 2名

14番 秋田谷 悟

17番 原田 繁福

5 次 第

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

議案第 3 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第 3 3 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定に係る決定について

議案第 3 4 号

農用地利用配分計画案に係る意見について

報告第 1 1 号

農用地利用配分計画の認可について

報告第 1 2 号

農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について

6 その他

7 閉 会

8 参 与

農業委員会事務局

事務局長 浅利 寿夫

次長 川口 均

農地係長 斎藤 和広

農政係長 田附 浩司

農業委員会金木支所

支所長 秋村 正紀

農林水産課

主任 岩根 亮平

(開会時刻 午前10時)

司 会 定刻になりましたので、ただいまより令和2年第6回
総会を開会いたします。
はじめに、斎藤会長より挨拶を申し述べます。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、次第3「議長選出」ですが、五所川原市農業委員
会総会規則第5条により「会長は、会議の議長となり議事
を整理する」と規定されておりますので、会長に議長をお
願いします。
斎藤会長、よろしくお願ひします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間、議長を務めますので、議事進行に
つきましてご協力をお願い致します。
本委員会の在籍委員数は20名であります。本日の出席
委員数は18名であり、定足数に達しており会議が成立い
たしました。
まず、次第4「議事録署名者の指名及び書記の任命」
を行います。
五所川原市農業委員会会議規則第26条に規定する署
名者の指名ですが、私から指名させていただくことにご
異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 異議なしの声がありましたので、私から指名させてい
ただきます。
議事録署名者には、6番 柳原委員、7番 白戸委員

のご兩名を指名いたします。

また、書記には田附農政係長を任命いたします。

なお、参与として、浅利事務局長、川口次長、斎藤農地係長、秋村金木支所長、農林水産課 岩根主任にお願いいたします。

次に、次第5「業務報告」を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和2年4月28日午前9時30分から市役所2階会議室においてあっせん委員会を桑田孝子推進委員と事務局で行いました。

3条有償移転事業3件、農林業支援センター事業5件を適正に処理したことを報告いたします。

以上です。

議 長

ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第32号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転11件、無償所有権移転5件です。

2ページをご覧ください。

1番 十三土佐、田2筆、合計7,972㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額1,993,000円の有償移転です。

2番 十三土佐、田1筆、3,984㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 996,000 円の有償移転です。

3 番 十三土佐、田 4 筆、合計 5,083 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額 1,000,000 円の有償移転です。

4 番 大字持子沢字隠川、畑 1 筆、1,701 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 500,000 円の有償移転です。

5 番 金木町中柏木鎧石、畑 1 筆、971 m²、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 30,000 円の有償移転です。

6 番 大字前田野目字野脇、田 2 筆、合計 532 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 200,000 円の有償移転です。

7 番 大字前田野目字野脇、田 1 筆、165 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 33,000 円の有償移転です。

8 番 大字神山字鶉野、畑 1 筆、2,633 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 100,000 円の有償移転です。

9 番 金木町喜良市千苺、畑 1 筆、493 m²

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

総額 30,000 円の有償移転です。

- 10番 金木町芦野、畑1筆、13,919 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 1,500,000 円の有償移転です。
- 11番 磯松唐皮、田1筆、1,216 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 364,000 円の有償移転です。
- 12番 大字飯詰字狐野ほか、畑2筆、合計6,268 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 13番 大字野里字山ノ越、畑1筆、3,115 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 14番 大字吹畑字皆瀬、田1筆、622 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 15番 字一ツ谷、畑2筆、861 m²、
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。
- 16番 大字飯詰字影日沢、畑1筆、3,496 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしております調査書のとおり農地法第3条第2項の不許可要件に該当せず全て許可相当であると判断されます。

議長 議案第32号について説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、原案のとおり許可いたします。

続きまして、議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 8ページをご覧ください。

議案第33号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る決定について」

五所川原市長より農用地利用集積計画作成のため協議があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定40件、所有権移転13件です。

9ページの番号1番から28ページ番号40番までの利用権設定40件については皆様のお手元にお配り

しております農業経営基盤強化促進法第18条の調査書のとおり許可要件を満たしております。

29ページの番号1番から34ページ番号13番までの所有権移転13件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農林業支援センター」（農地中間管理事業）によるものです。

議長 議案第33号についての説明が終わりました。
閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委員 (5分間閲覧)

議長 それでは時間となりましたので、議案第33号について審議いたします。
整理番号40番以外について審議いたします。
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、整理番号40番以外について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、整理番号40番以外について原案のとおり決定いたします。
続きまして、整理番号40番について審議いたします。
「農業委員会等の法律第31条の規定による議事参与の制限」となりますので、18番 小野委員には退席をお願いいたします。

8 番

小野委員 (退席)

議 長 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、整理番号 40 番について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、整理番号 40 番について原案のとおり決定いたします。

8 番 小野委員は着席をお願いいたします。

8 番

小野委員 (着席)

議 長 続きまして、議案第 31 号「農地利用配分計画案に係る意見について」を議題といたします。

参与から説明をお願いします。

参 与 35 ページをご覧ください。

議案第 34 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」

五所川原市長から別紙のとおり農用地利用配分計画案について協議があったので農業委員会の意見を求めるものであります。

件数は 2 件です。

別紙 A3 サイズの一枚用紙をご覧ください。

1 番 利用権設定を受ける者、設定する者は記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は金木町菅原、田 3 筆、期間は 5 年、借り賃は 1 0 a あたり 1 3 5 k g の価格です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

2 番 利用権の設定を受けるもの、設定するものは記載のとおりです。

利用権を設定する農用地は大字姥菴字桜木、田 1 筆、期間は 5 年、借り賃は 1 0 a あたり 2 5, 0 0 0 円の価格です。

受け手の決定理由は、借受希望者のうち経営地に最も近接です。

以上のことから、配分計画案の利用権を設定する農地は、あおもり農林業支援センターが借り受けた農地の転貸となります。

受け手の選定については、中間管理事業の推進に関する法律に基づき、受け手の経営地と貸付地が隣接している、または貸付地を作業受託している等のルールによる市農林水産課が選定しています。

以上です。

議 長 議案第 3 4 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (なし)

議 長 ご質問がないようですので、議案第 3 4 号について原案

のとおり決定することにご異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第34号について原案のとおり決定いたします。

以上、議案第32号から議案第34号まですべての審議が終了いたしました。

報告第11号から報告第12号につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の会議のすべてを終了いたします。

慎重なご審議ありがとうございました。

(閉会時刻 午前10時20分)

以上、会議の顛末を記録し、事実相違ないことを証するため署名する。

(斎藤 靖裕)

会 長

(柳原 真)

6 番 委 員

(白戸 裕丈)

7 番 委 員
